

起因物、事故の型：丸のこ盤 - 切れ・こすれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	14～15	不要材の分別整理をし、台鋸でベニヤを切断中、ベニヤが挟まり除去しようとして、鋸の歯に右手を巻き込まれ受傷した。	56	30209	10～29
1	11～12	昇降盤にて木材のミゾを作る作業中に左手指3本を負傷する。	23	10409	1～9
1	9～10	作業室内にて植木鉢用の台を作成するため、電動丸鋸を用いて細い木材を裁断中に木材の節（ふし）に刃がかかった際、キックバックが起きて刃が戻ってしまい、木材を抑えていた手がズレて刃に触れてしまった為、左手中指の指先を1～2cm程度切ってしまった。	74	11403	1～9
1	9～10	型枠加工のため金板の切断作業中に電動丸ノコにより右手で持ち、左手により金板を押さえて切断を始めたところ、丸ノコ本体の見えない部分が左手中指に当たり、切断をした。丸ノコ操作の自分の目線位置が悪いため、左手先の部分が死角となり、また本人のなれ合い作業が起因である。	54	30106	1～9
1	13～14	新築住宅現場内の1階において、ベニヤ貼り作業をしている時に、ベニヤを丸ノコで切断する際に、不安定な状態で切断していたため、誤って左手に丸ノコの刃が当たり、左手母指を切ってしまった。	63	30209	1～9
1	16～17	昇降盤を使用し、建具材を加工している時に、左手の指2本を切った。	56	10503	1～9
1	14～15	当社作業場で工事に使用する木杭を作製している時、丸ノコで木杭の先端を細く切っていたら、木杭が丸ノコに引っ張られてしまい、木杭を持って	35	30309	1～9

		いた右手甲を丸ノコで切ってしまった。			
1	11～ 12	事業場内の商品加工作業場で、昇降盤で木製の鏡フレームに溝を作る作業中、材料が盤面から浮いて丸ノコの刃に引っかかり、材料を押さえていた左手と共に跳ねた。その時、左手指が丸ノコに接触し、中指、人差し指、薬指を負傷し、救急搬送された。	32	80109	10 ～ 29
1	9～ 10	資材置き場で、現場で使用する型枠材（ベニヤ）を加工する為、マルノコ盤を使用し、ベニヤを切断する際、誤って安全カバー内にはめていた軍手が巻き込まれ、右手親指・人差し指・中指をマルノコの刃（チップソー）で切ってしまった。	45	30209	1～ 9
1	21～ 22	工場内で材料を切断するパネルソーの刃物を電源を切り、カバーをはずし新しいものに取り換える作業中、誤って刃物に触れ負傷した。	22	10509	100 ～ 299
1	11～ 12	新築工事現場の2F女子トイレにて、トイレブースの組立・設置作業中、トイレブースのパネルを巾300から240にカットしようと、片側は受け材の上に置き、もう片方を子方に持たせて丸鋸でカットしていた。カットの途中で丸鋸を修正して再開したところ、パネルを支えていた左手の位置を直すのを忘れていた為、左手が鋸歯に触れて被災した。当初受け材は2つあったが、別班に受け材を1つ貸し出した。車に予備があったが、この1枚で休憩になるので面倒がり、受け材が不足分を子方にパネルを持たせて作業を行った。鋸歯の出し代を20mmと出し過ぎていた。	61	30201	1～ 9
1	13～ 14	工場内で商品の天板Sサイズ厚み30×巾77×長さ978にパネルソーを使ってカット作業している時、材料の中が狭い為あて板を使ってカットするところを、手で押さえてカットしてしまい、誤って左の指に鋸の歯があたり負傷した。	60	10501	30 ～ 49
1	12～ 13	作業場において、改装工事現場で使用する木材（垂木5cm角）を卓上丸ノコで加工作業中、木材を両手で押さえて縦に切断していたところ、木材が跳ね上がったため、それを左手で押さえた時に、左手人差し指が丸ノコ刃に接触し負傷した。	47	170209	10 ～ 29

1	17~ 18	弊社で発生した火災によって出た廃材を、丸鋸を使用して解体作業を行っていた。しゃがんだ状態で手に持っていた丸鋸のハンドルスイッチを入れたまま体勢を変えようとしたところ、回転した丸鋸の刃が左ヒザ上部に接触し、被災した。	58	11501	10 ~ 29
1	13~ 14	現場で型枠作業に使う材料の木材を丸ノコで切断中に、刃に木材が巻き込まれて想定外の動きをとり、左手小指から人差し指にかけて切ってしまった。	36	30202	1~ 9
1	15~ 16	被災者は、現場事務所隣接の資材置き場にて、撤去した残材を片づけ整理するため、携帯用丸のこで角材（45mm角）を固定し作業していたところ、携帯用丸のこが反発し、右大腿部に当たり被災した。	62	30106	30 ~ 49
1	5~6	小さめの木材を切断中、切りにくいため丸のこ本体を逆に持ち、上部より切っていたところ、丸のこの刃が弾いて左手の手首に当たり裂傷した。	46	30199	1~ 9
1	10~ 11	畑で大根の収穫中、収穫機に乗り作業をしているとき、コンベアー上にある丸ノコに誤って人差し指が触れてしまった。	17	60101	1~ 9
1	19~ 20	当社店舗の木材・建材館作業場において、クレープ用のフライパンの柄を新しい柄に変えたいとお客様から相談を受けた。ハンマー用替柄（縦約1cm、横約2.5cm、長さ33cm、木製）を代用することを思いつき、柄を長さ17cmに切断し、柄の先端に切り込みを入れるため電気丸鋸（高さ約22cm、幅約17cm、奥行き約22cm、重さ約3kg）を本来の使用方法とは違う作業台の上に置き、右手で柄を持ち鋸の歯に当てていたところ、柄が弾かれてしまい、弾かれた勢いで右手親指が刃に当たり負傷した。	48	80209	50 ~ 99
1	9~ 10	短尺縦継ぎ棟でムラ取り選別中に、ラミナの欠点除去作業をしている時、木端が詰まり除去しようとして刃物に右手が接触してしまい、卓上丸鋸の安全カバーが固着していて降りきらない状態で、且つ、丸鋸が停止する前に手を入れてしまった為、右手親指及び人差し指を創傷した。	29	10409	50 ~ 99
2	16~17	当社工場内に於いて、昇降版機械を使用して、木製建具加工作業中、木材（40cm×3.3cm×3.0cm）に溝突き加工の試作中に手を滑らせて機械の刃に	36	10503	1~ 9

		右手が触れてしまい、負傷した。			
2	13~14	工場敷地内で薪ストーブの薪割りをしていた際、高速切断機に左手を引っ掛けてしまい、左手中指と左手薬指に損傷を負った。	31	11701	1~ 9
2	16~17	工場内において昇降版で木製書架の中木部分を内決め加工中、誤って丸鋸の刃先に指が触れて負傷した。	68	10501	1~ 9
2	15~16	当社作業所内で、被災者は軸傾斜昇降盤を使用して板割り作業を行っていた。板材（200mm×40mm×2000mm）を手で押し出していたところ、誤って左手拇指が回転刃に当たり負傷したものである。	19	30202	1~ 9
2	11~12	改装工事において、屋根のほぞを取付作業中、丸ノコの刃を上に向け、刃が部材にうまく当たる様に目視で確認するため、丸ノコのカバーを下に下げるとき、手袋が刃に巻きつき左手人差し指を負傷したものである。	57	30202	1~ 9
2	13~14	3Fの平坦な床上に置いた脚立の上で、壁型枠に取り付けた栈木が10mm長かった為、当該部分を丸ノコで切ろうとした際、勢い余って左手を丸ノコで切って負傷した。不安全行動として右手に持った丸ノコの作動中に左手で安全カバーを上げている。	24	30201	1~ 9
2	16~17	駐車場で丸ノコを使用してマキを製作中手元が狂って、右太股上部を傷つけてしまった。	50	11502	1~ 9
2	10~11	会社加工場において、階段の補助を加工（木材加工）していた。台鋸で細いベニヤを引割っていた。ベニヤ1800?最後の根元がずれた。押さえていたベニヤがずれて台鋸の刃に触れて負傷してしまった。	27	30309	10 ~ 29
2	10~11	型枠加工場で、台付丸鋸で塗装合板を切断しようとして、左手中指と小指を裂傷し薬指は骨折をした。雨で滑りやすくなっている塗装合板と濡れたゴム手袋をはめて、さらに丸鋸の安全カバーを外し、さらに補助道具を利用しないで作業したため左手が滑ってしまった。	64	30203	10 ~ 29
2	9~10	ノコ盤を使用して、550×70×12mmの木材の縦引き作業中、手が滑ってしまい右手拇指を負傷した。	47	11709	50 ~ 99

2	8~9	工場内で木材をカットする機械を使って木材をカットする作業をしている時に、丸のこ機械が動作している際中であつたが、カットしなければならぬ木材が上手く機械にセットされなかつた為、左手で端部を押さえた際に機械に指先が挟まれそのまま回転する丸のこに左手中指、薬指、小指を切断されてしまった。	54	10402	10 ~ 29
2	14~15	昇降板で角材（300×140×400）をカットする作業中、左手親指が刃に接触し、負傷する。	46	10509	30 ~ 49
2	14~15	社内の作業場にて、電動丸ノコギリでパレットを切断中、ノコギリが跳ね返り、左手を負傷した。	55	80109	10 ~ 29
2	15~16	本社工場内で、パネルソーで家具部材カットの作業をしている時に、刃物が部材を切断しているにもかかわらず、手を刃物に持って行き、左手の親指を切断してしまった。	60	10501	1~ 9
3	15~16	個人住宅建設現場で1階部分の屋根を建設中、丸ノコで木材を切断中、作業台から木材が落ちそうになり、それを取ろうとして前足を滑らせ、添えていた左手を誤って負傷した。	23	30202	1~ 9
3	13~14	電動丸のこでベニヤ板を切断中、左親指の神経と腱を切断した。	22	30209	1~ 9
3	9~10	工場内において横切機械を使用しているとき、スイッチを切り、切り刃の近くにある端材を取ろうとしたところ、完全に刃が止まっていなかつたことから接触し、右手の薬指・中指・人差し指を負傷した。	48	10501	30 ~ 49
3	11~12	資材置場において型枠の加工をしているとき、高さ80cmの整板台の上で電動ノコギリ（固定）で20cm×20cm×12mmの板を切っていたところ、切り離れた部分が飛んでしまい、その勢いで左手にノコギリが触れてしまい、左手中指を受傷した。	27	30201	10 ~ 29
		太陽光発電工事のフェンス工事を行う際、フェンスの支柱が立つ予定であ			

3	9~10	る場所の通りに木があり、それを除去するため電動ノコギリ（丸ノコ）を使用した。木の根元にしゃがみ準備にかかろうとしたとき、何かの拍子で丸ノコが回転し、気づいたときには左手人差し指の第二関節上の部分が切断されていた。	29	30309	1~ 9
3	9~10	外壁タイル下地の腐食箇所撤去作業中に、丸鋳の刃に親指が巻き込まれてしまった。	54	30202	1~ 9
3	16~17	建売住宅基礎工事で木材を丸ノコで加工中、突然丸ノコがはねて左指を負傷した。	32	30202	1~ 9
3	11~12	改修工事の現場において、側溝の建て込んだ型枠の天端の切断作業中、電動サンダーの木用刃がベニヤの板に食い込んで弾かれ足元に飛び、右足内くるぶしの下を安全靴を通して裂傷し、止血後に救急搬送された。	41	30201	1~ 9
3	8~9	会社資材置場で片付けの為の箱を作るにあたり、台1個でベニヤを割る時に鋸刃に触れて受傷した。	43	30201	1~ 9
3	16~17	工場内で機械を使用して木材を加工する際に、機械に設置されている刃物に付着したゴミを取り除こうとした。電源を落とさずに作業を行ったため、手を挟み右手親指と人差し指の間を切傷した。	55	10401	50 ~ 99
3	9~10	造成工事の現場内、作業スペースで丸のこ（電動ノコギリ）で材木の切断作業をしていた。右膝を地面につき（立膝）で作業中、突然丸のこが自身の方向に跳ね返ってしまい、右足太ももに丸のこがあたりケガを負った。	71	30109	10 ~ 29
3	10~11	当社工場内において、木材製品加工中、誤って丸のこ9回転刃に左手親指・人差し指・中指が触れ負傷した。	30	10509	10 ~ 29
3	8~9	当社工場内で、人天蓋用の部材（25mm×25mm×長さ900mmの角材）を傾斜版にてカット中、右手で手前の角材を送り用の道具で押し、左手で前方の角材がぶれないよう押さえていたところ、角材に固いところがあったのか、手前に高速で押し戻されたため、押さえていた左手指部が刃に触れ、左手親指・人差し指・中指・薬指を負傷した。	76	10509	1~ 9

3	14~15	木材加工場にて電動木材切断機を操作中、作動に気づかず誤って右手を挟み、人差し指・中指・薬指を切断した。	46	170101	30 ~ 49
3	8~9	工場で屋根加工をしているとき、フリークロスで安全カバーはついているが、ノコが上がりきっていなかったため安全カバーの下に手が入り、ノコの空回りに軍手が絡まってしまい、右手甲の親指付け根から手首にかけて11針縫うケガをした。	34	10401	30 ~ 49
3	16~17	事業場作業場に於いて、丸鋸で廃棄用の木材を細かく切断しているとき、丸鋸が木材に引っかかった勢いで跳ね、左手親指に接触し負傷した。	38	11209	1~ 9
3	10~11	工場内に於いて、フラッシュドアの溝付作業中、縦2.9cm×横2.9cm×長さ60cmの木材を右手で押しながら、左手は木材の横に添えて作業を行っていたところ、押さえていた木材が、丸のこの回転に跳ね返された為、左手拇指と示指が丸のこの刃に接触し負傷した。溝付け作業の場合、安全カバーを付けると作業が出来ない為、カバーは取り外していた。	58	10503	10 ~ 29
3	16~17	工場内にて木材加工のカットをしていた時に、端材を取り除こうとしたところ、誤って人差し指を負傷した。	62	10509	10 ~ 29
3	18~19	工場内で留加工する際、短い木片の加工のため、右手で木片端をしっかり固定し、慎重に作業する必要があった。加工用丸鋸には、破材飛散防止用防具が付いているが、この作業では木片がとても短い為、鋸歯ギリギリまで手を押しやるには、防具があると手元が見えにくく、防具を外して作業を行った。12本の加工中、最後の1本を加工中に誤って丸鋸と木片を持つ右手中指関節部とが接触し、負傷してしまった。	35	10503	1~ 9
3	16~17	お客様宅新築工事施工現場で、上棟の日に屋根のコンパネ（構造用合板）を切断中に、耳に掛けてあった鉛筆が下に落ちてしまい、それを拾う際に誤って、左中指が当たり切れてしまった。	35	30202	1~ 9
3	9~10	工場内で機械操作中、材料を切断している際に誤って刃物に当たった。	23	10501	1~ 9

3	16~17	木材を製材するギャングプレーナで丸鋸の掃除をしようとして、2枚の丸鋸のうち、手前1枚は静止し、奥の1枚はまだ惰性で回っている状態で、手前の鋸が止まっているので奥も止まっていると思い込み、手が丸鋸に当たり裂傷した。	32	10401	1~ 9
4	10~ 11	当社木製品加工場において、軸傾斜横切盤（安全カバー付）で木製家具の下地材を加工中、破材を取り除こうとしたところ、回転刃が完全に停止しておらず、回転刃に左人差し指が接触し負傷した。	63	10501	30 ~ 49
4	14~ 15	工場内で、機械で木材を切る作業をしていたところ、床に落ちた端材を左手で拾い持ち上げる際にクロスカットソーを作動させるボタンに触れ、手前にスライドしてきたノコ刃で左手の甲を切傷した。（作業台下のボタンの配置、形状に問題があった。）	35	10409	30 ~ 49
4	11~ 12	工場内の持場作業所で木工の機械可動中、ノコギリ刃に触れて左手小指と人差し指を負傷した。	67	10503	1~ 9
4	11~ 12	治具の柄を作成中、角材を丸ノコで切断中に刃がひっかかって戻って来てしまい、押さえていた左手の小指を切創・骨折した。通常は左手をその位置（刃の手前）に置いて押さえることはない。	57	11209	100 ~ 299
4	14~ 15	リフォーム工事中、植木の処分のため植栽の根を抜いて電動丸のこを使用していたとき、手を滑らせてしまい左手薬指・中指を負傷した。	55	30199	10 ~ 29
4	11~ 12	資材センターにて材料を丸ノコで切断作業中、台にしてあった木材が倒れ、左手中指に丸ノコが当たり被災した。	45	30209	1~ 9
4	13~ 14	住宅の和室床工事中、木材を丸鋸で切断していた時に手が滑って刃に接触し、左手中指を切傷した。	67	30202	1~ 9
4	13~ 14	本社工場内において、丸鋸式ダンボールカット機を使用中、積層ダンボール製品の不具合を発見し、それを直そうとして左手を出した所、鋸に触れ、左手中指、薬指の先端を負傷した。	23	10609	30 ~ 49
		電気丸ノコで木材（桧木）を縦向き斜めに切断中に、丸ノコの刃が木材か			

4	16～ 17	ら後ろへ跳ね返り、木材をささえていた左手親指に接触し、第一関節あたりを切断した。	56	30199	1～ 9
4	15～ 16	塩ビパイプを電動ノコにてパイプを切断作業中、足にノコ歯が接触し切った。	60	30202	10 ～ 29
4	14～ 15	工場2Fのかんな（丸ノコのRカッター）で材料の角を取る作業中、長さ40cm幅6cm程の固いジュラコンを両手で押さえながら先の丸くなったところを削る時に押さええて右手が滑り、回転しているかんな（Rカッター）の刃に親指があたり、右手親指の爪の下辺りまで欠損した。	51	10805	30 ～ 49
4	13～ 14	3F和室の壁面に5.5mmベニヤを貼付作業中に、ベニヤを丸のこで切断を行う際にベニヤのクズを手で取り除こうとし、誤って切断中の丸のこに左手が接触し左手の指を負傷した。	42	30209	10 ～ 29
4	10～ 11	キッチン組立後、上部のマク板を加工中に丸のこで左手人差し指第2関節あたりを切傷した。歯がくい込んで、外す時に切ったものである。	54	30203	1～ 9
4	11～ 12	会社内倉庫にて木に溝を掘るため、昇降盤を作動させていたところ、ノコによって木が跳ねて、木の先端を押さええていた左手が勢いで機械に当たり負傷した（左手親指・人差し指・中指）。	64	30201	1～ 9
4	14～ 15	場内において、木製パレットの解体作業を電動丸ノコにて木抜を切断中、重機が近くに移動して来たのに驚き、添えていた左手、手袋が触れ巻き込まれ、左手小指球筋を裂傷した。その際、安全カバーを外して作業していた。	65	11702	30 ～ 49
5	9～ 10	トンネル工事現場坑内1,050m付近にて、トンネル分岐部覆工作業の型枠設置用コンパネ切断作業時、使用していた丸鋸の刃先が被災者の左手親指に接触して切創した。	62	30102	1～ 9
5	14～ 15	リフォーム工事において2階床造作作業中、既存床梁の調整のため丸ノコにて割いていた際、突然丸ノコが反発し、その反動で刃が左手中指に当たり、裂傷した。	66	30202	1～ 9

5	11~ 12	被災者は工場で材木加工をしていたとき、材木の一つを電動ノコギリにか けたところ、すぐに割れてしまった為、その勢いのまま左手中指先をノコ ギリに接触させてしまった。	47	30202	1~ 9
5	17~ 18	共同住宅新築工事現場で使う手すりの下地を、自社作業場の高速カッター を使用し刻んでいた時、安全カバーに刃が食い込み、カバーが外れて右手 親指に当たり切傷した。	53	30202	1~ 9
5	15~ 16	弊社工場2階の作業場にて、一人で襖木枠のフレーム加工機で作業中に、 カットした木屑を集塵する袋のテープが剥がれているのを直そうとした際 に、安全カバー装備の回転している鋸刃に、誤って触れてしまい負傷し た。	50	10503	30 ~ 49
5	11~ 12	当社工場にて昇降盤を使用し、額材4本を製作するための木材2本の引き割 り作業中、本来鋸刃を材料の高さの55%程度とし、二度に分けて作業すべ きであったにもかかわらず、そのまま引き割りしたため材の振動が発生 し、とっさに左手で押さえようとして鋸刃に接触し負傷した。	34	10509	10 ~ 29
5	16~ 17	工場内にて横切機を使用中、丸鋸刃に左手人差し指が接触し、縦に切傷し た。	52	10409	1~ 9
5	2~3	工場で傾斜盤にて板を縦方向に切る作業をしている時に、切り終えたところ でローラー部にエアコンプレッサーをかける際、空いた左手でロー ラーに手を添えようとしたが、刃の回転が完全に止まっておらず、左手薬 指が触れて切れた。	40	10409	10 ~ 29
5	11~ 12	当社工場内溶接エリアの鋸盤を使用し、一人で溶接組み立てに必要な塩ビ パイプを切断中に、塩ビパイプが勢いよく跳ねたため、回転中の鋸刃に手 が接触し負傷した。	32	10805	50 ~ 99
5	14~ 15	廃材を処理する作業をしている時、右手で物を取ろうとして回転している 鋸刃に左手甲を持っていった為に逆手になり、左母指部分を切った。	55	10805	10 ~ 29
		小学校内体育館東側舞台上にある校務員用作業スペースで、児童が教室で			

5	9~ 10	使っている本棚の修理をするために、板材を電動丸ノコ盤で切断していた。切断する板材に対して丸ノコの刃の出具合が大きかった。板材を切り終る際、左手を丸ノコ盤の刃の上を通過させ右の部品の方に持って行こうとした時、刃が大きく出ていたことに意識がなく、誤って電動丸ノコ盤で左手人差し指と中指を切断した。	66	120109	30 ~ 49
5	17~ 18	10cm×2m×厚み1cmの野地板を手を持ったまま、丸のこぎりで切断していた時に、板がはねて親指をのこぎりで切ってしまった。	34	30202	1~ 9
5	11~ 12	作業場内の昇降版で細い木材を加工しており、その際に節があったため、木材が戻り、その一部で右手人差し指を負傷した。	36	10501	1~ 9
5	15~ 16	木工作业場で、パネルソーで木材のカット作業をしている際に、パネルソーのカット端材を取り除こうとして操作手順を誤って、パネルソーの刃に触れて左手小指の付け根辺りから切断した。	36	80209	10 ~ 29
5	11~ 12	昇降盤で木取中に安全カバーを外していた為、木が引っ掛かった時、木と一緒に手が引き戻されて手が刃物に当たった。	43	10409	30 ~ 49
6	15~ 16	当社工場で万能機械を使用し木材切断加工中に、誤って右手を滑らせ刃に接触し、右手人差し指を切断した。また、右手中指外側を削ぎ落とした。	66	30202	1~ 9
6	14~ 15	建築工事現場で電動丸鋸を使用し、野縁（3cm×4cm×360cm）の加工中、高さ1m位の作業台の上で、左手で材料を押さえ、斜めに切ろうとして、誤って左手人差し指の先より第一関節の間1/2位まで切ってしまった。	26	30202	1~ 9
6	13~ 14	建物建築中の現場内において、木材を電動ノコギリで切る作業をしている時に、木材を押さえていた左手母指を誤って損傷した。	67	30202	30 ~ 49
6	14~ 15	当社加工場にて、ベンチ丸鋸を使用し、古ベニヤを5cm幅に引き割り作業中に、ベニヤカスが刃の隙間に挟まり、電源を切らずに手で取り除こうとした際に、刃に左手人差し指が触れて切ってしまった。	27	30209	10 ~ 29
6	16~	海の家建築に際し、外壁に用いる板材の長さを調整する為、電動丸鋸で	73	30202	1~

	17	切断中、誤って丸鋸が跳ねて、右足の甲に当たり負傷する。			9
6	10～ 11	被災者は、擁壁の止め材をサポートで押す為、栈木で杭を作成する作業を行っていた。長さ50～60cmの栈木を斜めに切断しようとして、左手で栈木を持って丸のこで切断したところ、丸鋸が滑り、左手人差し指に丸鋸の刃が接触し、左手人差し指を切ってしまった。	36	30209	1～ 9
6	10～ 11	丸い塩ビ管を切断する為、台の上に塩ビ管を載せて丸鋸で切断していた時、丸鋸が跳ね返り右大腿部を挫創した。	67	150102	10 ～ 29
6	17～ 18	作業所内の昇降盤で材木をカットしている時に左手が滑り、小指・薬指切断、親指裂傷を負った。すぐに救急車を呼び、病院で処置を受け、縫合手術を受けた。	46	10501	1～ 9
6	18～ 19	当社工場内にて、翌日の工事を円滑に進める為の準備作業として、雨樋を電動のこぎりで切断中、のこぎりがぶれた拍子に樋を支えていた左手に触れ、手首上部を切傷した。	38	30202	1～ 9
6	14～ 15	倉庫改修工事現場において、厚さ12mmの下地板を6枚重ね、電動丸鋸（直径195mm）で切断していたところ、通常垂直に丸鋸の刃を入れるところ、斜め上から入れたため節目に当たったのか、板に刃が引っ掛かり制御できず、回転していた刃が右大腿部に接触し、負傷したものである。	57	30203	10 ～ 29
6	9～ 10	建具工場内で、ガラス入りドアのガラス受け（押さえ）部材を製作するため、加工済みの部材（長さ2m、幅36mm、厚み15mm）を縦割りするため、予め作っておいた治具（長さ1m、幅36mm、厚み20mm）を昇降盤に貼り付けて、その上に2mの加工材を左手で押さえつけ、右手で押し込み、縦に割る作業をし、残り140mm位のところで、右手を押さえ棒に替えるため、右手を離れた時、左手で押さえていた部材が、突然跳ね上がったので、咄嗟に左手で押さえた際、昇降盤の刃（1.3mm）に接触し負傷したものである。	21	10409	50 ～ 99
6	9～	当社作業場内で、注文のあったテーブル補修のため、テーブル式丸のこ盤で、木の面取り（角取り）をする作業で、両手で木を押す作業中に誤って	42	80101	1～

	10	手を滑らせ、左手中指を丸鋸の刃に接触させてしまい負傷した。			9
7	13~14	敷地内で、しゃがんだ姿勢で、手持ち丸鋸を使い焼き丸太を切断中、丸太の中に埋まっていたコーススレッドに丸鋸の刃が当たり、とっさに丸鋸を手前に引いたところ、丸鋸の刃が右足膝上太ももに接触し、負傷した。	59	170209	100 ~ 299
7	14~15	工場内で材料の切断作業をしている時、卓上電動ノコに材料がくい込まれてしまい、左手の甲部分も少し巻き込まれて負傷してしまった。	44	10409	1~ 9
7	11~12	工場内で、木材を機械で溝突きしている時に、刃の回転で引き戻され、機械の刃で左手薬指と人差し指を負傷してしまった。	41	10503	1~ 9
7	16~17	本社、作業場において、作業場の整理をする中、ベニヤを選別し、使用可能なベニヤにするために加工（切り落とし等）している時、誤って昇降機（のこぎり）で親指を負傷した。	59	30199	10 ~ 29
7	7~8	昇降盤を使用してコンクリート型枠の切断作業中あばれた型枠合板を押さえようとして誤って手を近づけてしまい軍手をノコギリに巻き込まれてしまったため左手の指3本がノコギリの歯にあたりえぐり取られてしまった。	68	30202	1~ 9
7	16~17	改造工事現場で木材を電気丸ノコで縦割切断中木材の反発により、木材を押さええていた左手親指に丸ノコの、接触により親指を切断した。	35	30202	1~ 9
7	11~12	元請けの新築工事現場にて造作作業中押し切り丸鋸で切断している際に、木材が跳ねたため添えていた左手指先と丸鋸が接触し負傷したものである。当初、第3指挫創と診断されたが病院に転院し受診したところ、左中指感染性壊死と診断され即日、手術、入院となった。	42	30202	1~ 9
7	5~6	工場内のNC加工機でCLTの成形加工を行っている時、NC加工機のルーター一部動作中に機械を停止せずに寸法の確認を行ったために、ルーター軸に追従してきた丸鋸刃（停止中）で右腕を負傷した。	33	10401	100 ~ 299
7	14~15	改修工事で押入巾木を電動丸ノコ（スライドソー）で加工中、誤って左示指及び母指を負傷した。	39	30209	1~ 9
					10

7	14~15	木工所で木材加工中に誤って指を入れ、左手小指以外の4本を第二関節まで切断された。	62	10402	~ 29
7	16~17	9階現場にて、丸鋸を床に置いて細い木材の加工中に刃がつかえ、回転中の刃が指に当たった。	54	30209	1~ 9
7	9~ 10	作業場にて、ディスクグラインダーを使用して長方形のプラスチックの容器を小さく切断する作業をしていて、作業が終了したので右手でグラインダーを持ち左手でスイッチを切った際に誤まって左手に着用していた軍手が惰性で回っていた刃に接触して、そのまま左手が巻き込まれて親指と人差し指を切って負傷した。	56	80209	1~ 9
7	11~ 12	当社工場内において、木材（2cm×7cm×120cm）を丸のこ盤で加工作業中、木材がずれて回転刃に右手小指が当たり負傷する。	66	10503	1~ 9
7	18~ 19	本社工場内で機械を横切機でカットする作業中、カット後の端材の除去処理をしようと右手で材料を押え左手で除去する際、誤って足でフットスイッチを踏み安全カバーが下がり、材料との間に手が挟まれ丸鋸が上がって右手親指を切断した。	57	10401	50 ~ 99
7	14~ 15	工場内で電動ノコギリでメラミン板を切っている際に、木くずを払おうとして左母指を切ってしまった。	70	10409	1~ 9
7	11~ 12	屋根修繕工事現場において、被災者はトラック荷台で木材を電動のこぎりで切断中、誤って左手親指にのこぎりの刃が接触してしまい負傷したものである。	44	30209	1~ 9
7	16~ 17	会社構内の作業場にて、プラスチック原料を昇降盤で切断する作業をしていた。原材料を左手で押さえながら作業し、原材料を取り除く際に、昇降盤に材が当たって跳ね返ってきたときに、誤って昇降盤の刃に左手示指・中指・環指が触れてしまい切断した。	64	10805	10 ~ 29
7	17~	工務店の資材ヤード内にて、資材整理を行っていた際、充電丸ノコにて木材を切断しようとしていた際、木材を作業台等に固定せず、左手で持ったまま無理な姿勢で切断しようとしたため、意図しない方向へ丸ノコが走っ	45	30202	10 ~

	18	てしまった。それにより、木材を持っていた左手親指の一部（先端）を切断した。			29
7	11～ 12	自動車修理工場において、トラック荷台床材となる木材を切断加工中、木材を押さえていた左手の手袋が電動ノコギリ（携帯用丸鋸）の刃に巻き込まれ、左手を電動ノコギリで負傷した。	64	11701	1～ 9
7	15～ 16	小学校の庭園内を架空する電灯線が植栽と接近接触しているのを、伐採して離隔する作業中、庭園内地上にて、伐採した枝をゴミ袋に入れる際、細かく切断するため電動丸ノコを使用した。その際、丸ノコの使用を誤り、右手首を切傷した。	38	30301	1～ 9
7	9～ 10	リサイクルセンターで、粗大ゴミの破碎作業中、電動式丸形ノコギリを使用して、木材やプラスチック等を切断するとき、左手親指を切断した。	52	150103	1～ 9
7	13～ 14	事務所屋外で庭の営繕中に、電動工具の使用（電動丸鋸）に刃が噛んで、手を滑らせ、左手親指付根を裂傷した。	21	170209	10 ～ 29
7	11～ 12	本社工場内にて、パネルの角を横切り機械で欠く作業をしていた際、切断時にパネルを持っていた手が刃物に触れ、左手薬指と小指を負傷した。	43	10409	10 ～ 29
7	11～ 12	工場内において、木材を切断中に、誤って指が鋸に触れて、左母指・左示指を怪我した。	22	10501	1～ 9
7	16～ 17	工場内の丸のこ盤で木材加工中、部材に掘る溝の幅を確認するため、切り落としの木材を使って、刃物の奥側から手前に少し戻したときに、部材と押さえていた左手が引っぱられ、左手指が刃物に当たり負傷した。	35	10509	10 ～ 29
9	10～ 11	機械（トリマー）で長さ3650m/m材3000m/mにカットしていたところ、端材を処理するベルトコンベアにカットした材料が引っかかりそれを除去する為、一段下に降りる時足元に気をとられ、右手が廻っている丸鋸に触れ、薬指小指を切断した。	30	10401	50 ～ 99
	9～	ガーデンルーム施行中、デッキ材をカット中に右手手の甲を電動のこぎり			1～

9	10	で切った。丸のこ、デッキ材（板）を切っているときに滑った。	65	30209	9
9	14～ 15	横切り盤にてカット作業中、カット残材を取ろうとした時、鋸刃に左人指し指が触れてしまった。	61	10501	1～ 9
9	10～ 11	上記日時頃、内装工事作業中の被災、木工事の材料を切っている際電動丸ノコの刃に指があたり、右手の中指と薬指を負傷した。	77	30203	1～ 9
9	9～ 10	電動丸のこを使用しようとして、スイッチが入りになっていてロックされていた、それを知らずに、コンセントを入れたら地面に置いていた丸のこが、暴れて歯が左足の親指に当たり、深く切れた。	46	30309	10 ～ 29
9	14～ 15	1F付近で農業用ビニールハウス内で使用する竹を電動丸型のこぎりで、切断作業をしていたところ誤って、左手親指を切ってしまい負傷した。	63	130102	100 ～ 299
9	17～ 18	新築工事現場において、傾斜板（卓上丸ノコ）で押し入れ材を加工中に右手親指を負傷した。	48	30202	1～ 9
9	11～ 12	丸ノコ昇降盤で10mm杉板を切断していたところ、板がハネてあわてて押さえたところ、左手親指を丸ノコで負傷した。	38	10501	1～ 9
9	15～ 16	工場2階に設置の昇降盤にて、4mmベニヤ板を切断する作業中に、誤って左手が接触し、母指から薬指にかけて切傷、小指切断の災害が発生したものである。	67	10501	1～ 9
9	14～ 15	鉄骨造2階建て住宅新築工事現場で厚さ12mm幅100mm長さ900mmのコンパネを3枚重ねた状態で、電動丸ノコを使って切断中に、電動丸ノコの刃がコンパネに引っかかり、電動丸ノコが手元に戻り、左ふとももを切傷した。	65	30202	1～ 9
9	15～ 16	工場では木材加工するのに電動丸のこ使用時、木材がはじけて電動丸のこが左手親指に接触し左手親指を損傷した。	42	30209	1～ 9
10	16～ 17	BOセット用に、ハンドソーでカットしたゲタ材を取ろうとした時、まだ惰性で回転していた鋸の刃に右手の甲が接触し負傷した。	36	10401	10 ～ 29

10	14～ 15	屋外プレハブ小屋室内にて高さ70cmの作業台で木製のゴミ箱を作成中、電動ノコギリ（丸ノコ）で長さ1.8m、幅8～9cm、厚さ1～2cmの材木を切っていると、丸ノコが材木のふしや切断時のきしみ等で刃がはね返ってしまい、材木を押さえていた左手人差し指を深く切り、被災した。	71	140302	30 ～ 49
10	15～ 16	会社事務所1階倉庫にて、木材を電動丸のこで切断作業中、電動丸のこを左手で逆さに抑え右手で垂木を持ち作業を行った。その際、電動丸のこが右手方向へ弾じかれ、右手、第2指、第3指、第4指を切傷してしまった。	22	30301	1～ 9
10	14～ 15	会社工場内で、丸のこを使い、木材を裁断している時に、切れ端を払おうとした際、誤って左手親指が、刃に触れてしまい親指先を切ってしまった。	55	10501	1～ 9
10	15～ 16	当社1階の作業場において、アルミ製の角材を切断加工するため、固定式の電動丸ノコギリを使用していたが、押さえていた左手を誤って、電動丸ノコギリに触れてしまい、左手の人差し指と中指の爪の部分を深く切り、大量に出血した。	75	80209	10 ～ 29
10	10～ 11	丸のこ機械を使用し、長さ60cmの木材に切り込み加工をしている時、あやまって左手親指、人さし指、中指が機械に巻き込まれて、怪我をした。	41	10503	1～ 9
10	20～ 21	丸ノコ自動カット設備（1,140×700×980）で、成形品カット作業を実施中（1サイクル毎にスタートスイッチON）1サイクル終了後、設備の横に行き、設備の上部に右腕を掛け、設備の裏側下部の通常では手を入れない切り粉排出口（Φ100）の中に左手を入れてしまった際、右手を掛けていた近くにあるスタートスイッチに触れてしまい刃物が回転し、指先が刃物に触れてしまった。	60	11709	30 ～ 49
10	10～ 11	内科型枠工事現場で電気丸ノコで木を切断中、丸ノコがはねたため足を切った。	44	30209	1～ 9
10	16～ 17	杭木の先を落としていたところ、長かったので、杭木を横にし長さを揃えようと切ったら、右手にはめていた手袋の親指部分が丸側に巻き込まれ親指の先を切断した。	47	10401	100 ～ 299

11	11～ 12	作業場で、送材車から流れてくる板（長さ12尺）を、6尺の長さに切る作業中、誤って丸鋸に手が触れてしまい、右指（第4、5）を負傷した。作業中、手袋は着用していた。	37	10401	10 ～ 29
11	16～ 17	MDFに無垢材を貼り合わせた材に溝を入れる作業を昇降盤という機械で行っていた。左手で材料を押さえ、右手で当て木を持って溝入れを行っていた際、当て木が刃物に弾かれてその衝撃で右手が滑り刃物に接触してしまった。	29	10509	300 ～ 499
11	8～9	会社倉庫内で板を切断していた時に、テーブル丸鋸台で板を切り戻す際に、誤って手を出してしまったため、被災した。	68	30199	10 ～ 29
11	14～ 15	個人宅リフォーム工事現場において、角材を利用寸法に電動丸ノコでカット作業中、誤って木材を押さえていた左手指先に丸ノコの刃が当たってしまい、左手人差し指（骨折を含む）、中指、薬指3本の第1関節部を負傷した。	39	30202	30 ～ 49
11	14～ 15	事業所内の中2階作業場にて、混合機の操作中に、中を確認する為機械を停止させ傾きを直して蓋を開けようとした際、バランスを崩し落下しそうになったので飛び降りたところ、踵に負荷がかかり骨折した。	39	11209	1～ 9
11	14～ 15	作業場内においてコンパネ切断機の切断刃のダクト部分に切りカスが溜まっていたため、当該機械の電源を切り、非常停止ボタンを押して清掃に取り掛かろうとしたが、刃に右手が接触し負傷したものである。	39	11209	1～ 9
11	13～ 14	当日、当社資材置場において、置いてあったALC板（3m×60cm×10cm）を定位置に整理しようと、同僚と2名で持ち上げたところ、板と板の間に、左小指を挟んでしまい受傷したものである。	56	10409	1～ 9
11	13～ 14	ユンボのアタッチメントを取り替え時、爪を開いて立てれば交換が容易になることから爪が開いたまま置けるように、力を入れていた。アタッチメントが地面に置かれると、それまで力が必要だった部分が急に軽くなり、拍子抜けした感じでかなりの勢いで尻餅をついてしまった。当時、同じ作業でユンボの操作を行っていた仲間が声を掛けてくれ係長が病院へ連れて	65	170209	1～ 9

		行ってくれた。			
11	15~16	本社工場2階にあるケイシャ板（丸鋸刃の付いた加工機）で、長さ850mm程の角材を加工していた際に鋸刃の回転に材料が持って行かれ材料がはねた。材料が急にはねてしまい添えていた左手が鋸刃に触れて、左手の手の平側の指5本を負傷した。	46	10503	1~9
11	15~16	作業所内で午後から通常させていない作業で被災者が型枠をサンダーで切断している時、サンダーがはね返り、刃（ノコギリ刃）が被災者の左足膝上の太腿部あたりに接触し受傷した。	29	30201	10~29
11	19~20	建具を正寸カットするためのテナーにおいて、作業中のカット屑がホースに吸い込まれていく箇所の途中でカット屑が機械内部で詰まってしまう、カット屑を取り除く為に右手で取り除こうとしたが、詰まっているカット屑の横で回転中の刃物が停止しているのを確認せずに手を入れた為、右手親指付け根から手首手前まで裂傷を負った。	27	10503	100~299
11	8~9	自社工場で丸鋸使用中に鋸の刃に触れ、右手指先中三本を負傷した。	34	10409	1~9
11	15~16	第一工場1Fバリ切り場で、ディスクグラインダーを両手で持って製品を切断加工中、製品を切り込んだ際にチップソーの刃が撥ねた衝撃でディスクグラインダーが手から離れ、左手の指（人差し指・中指・薬指）を負傷した。	52	10909	50~99
12	8~9	木造2階建住宅新築工事現場で、卓上丸鋸を使用して床板を切断後、切れ端を除去しようとしたところ、安全カバーの付近に切粉がたまり下がりが悪かったため、まだ回転が停止していなかった丸鋸の刃で負傷した。	50	30202	1~9
12	15~16	工場内にて、機械の年末の大掃除をしているときに、鋸の奥にあった木クズを取り除こうと右手を深く差し入れたところ、停止スイッチは入れてあったが、鋸が完全に停止しておらず、右前腕に触れて、切ってしまった。	29	10409	30~49
12	10~11	駐車場の建設作業中、木材を切断中に誤って電気のかぎりの刃が左手人差	32	30199	1~

		し指に接触し、指をほぼ切断した。			9
12	8~9	アパートリフォーム工事現場で、造作工事開始時、自身の工具（電動丸鋸）の始動確認を行った際、誤って右手薬指の第一関節から上を切断した。	35	30202	1~ 9
12	14~15	工場内にて台鋸で木材を加工していた。両手で木材を持って合わせていた鋸が回転しているときに左手を近づけて、左手指を裂傷した。	52	30202	1~ 9
12	12~13	境内で、伐採した竹を処分するために電動鋸を使用していた。途中で一旦鋸を地面に置いたところ、止まっていた鋸が突然動きだし、右足を靴の上から切られた。	76	170209	1~ 9
12	11~12	当社3階作業場で、板状の部材（幅30mm、厚さ4mm、長さ1m）を、精密横切機で長さ80mmに切断中、部材を左手で取り除く際に体のバランスを崩し、体勢を戻そうと手をついたとき、左手が回転中の丸鋸に接触し、左手の指を負傷した。その後、救急車で病院に搬送された。	21	30202	1~ 9
12	9~10	工場内にて、加工材料に溝加工を施す作業中、据え置き型の卓上切断機を使用する際に、機械周りの前後左右の作業範囲、および加工材料の進行方向の障害物の有無の確認をしたうえで、加工材料を両手に持って作業台にセットしたが、加工位置に不安を覚えたため、加工位置に間違いがないか再確認をしようとしたところ、加工材料が回転する刃に接触し、指を裂傷した。	40	10503	1~ 9
12	14~15	病院から年末大掃除の依頼を受け、病棟敷地内で除草や清掃作業を行っていたところ、第3駐車場からB棟に向かう通路上で、傾斜角約30度・簡易セメント張りの溝の底部から法面（長さ約2.7m、約1.6m）の辺りに自然に生えた、直径12~15cmのせんだんの木を、立位で右腕を伸ばした状態で、根元から約60cm付近で伐採しようとしていた際、右手に持っていた電動工具を落とし、左足甲に回転した刃が直撃して受傷した。	31	80209	10 ~ 29

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html